

令和8年
2月号

濱田会計事務所通信

令和8年2月2日発行 Vol.102

例年、この時期は前年末に発表された税制改正大綱に基づき、新年度の予算の成立と同時に、新年度の税制改正の制度を国会で議論する時期となっています。

去年は、与党が少数であったために最終的にどのような形になるのか最後まで見通せない状況でしたが、今年は更にこの時期に国政選挙が行われていることから、選挙結果次第では税制改正の行方が一層不透明な状況となっています。

去年はこれまで動かなかった『103万円の壁』が動き、ガソリン税の暫定税率も廃止されるなど、税制の変化の大きい年でした。

果たして今年はどうような税制改正が行われるのか、今後の動きが非常に注目されます。



食料品の消費税率が0%になったらどうなる？

現在行われている衆議院選挙でも議論されていますが、「食料品の消費税率を0%にしてはどうか」が話題となっています。

現在は消費税の標準税率が10%に対して、新聞と食料品は軽減税率として8%の税率が課されていますが、10%と8%ではあまり差がないため、軽減としての効果が薄いとも言われています。

「実際に食料品の消費税率が0%となれば、どのような影響があるのか」今回は消費税率が0%となった場合、消費者と事業者にどのような影響が起こりうるかを検討してみたいと思います。

なお、専門的な話となりますが、『消費税率が0%である』という事と『消費税が非課税である』という事は制度上全く異なり、それぞれにより起こりうる影響も異なります。現在議論されている内容では『消費税率を0%とする』事ですので、その前提で記載いたします。

消費者への影響

消費税率が8%課税されている食料品の税率が0%となった場合、食料品の値段は当然下がります。下がりますが8%分そのまま下がるかといえば、おそらくそうはならないだろうと思われます。

例えば税率が8%であった税込10,800円の食料品が、0%の税率となった場合に10,000円になるかといえば、ならないだろうという事です。

何故なら、食料品も含めた消費税込みの最終消費者価格は、税率以外にも需給のバランスによって決定されるからです。供給（物の量）に対して需要が増えれば物の値段は上がりますし、供給に対して需要が減れば物の値段は下がります。また物の値段が下がれば需要は増えますし、物の値段が上がれば需要は減ります。

つまり、消費税率が0%になることにより最終消費者価格が下がると「安いのであれば欲しい」という需要が増加するので、需要の増加により物の値段がいくらかは上がるという事です。とはいえ、需要の増加により8%も値段が上がる事はないと思われるので、価格は何%かは下がるでしょう。

食料品の軽減税率が導入される際にも話題になりましたが、例えばコンビニのイートインコーナーや、ファーストフード店やその他の飲食店などで、そこで食べれば飲食代として標準税率の10%が課税されるのに対し、持ち帰れば軽減税率となります。

消費税率の差が2%ですとこれまであまり気にならなかった事も、0%と10%の差となれば大きいので、消費者の行動にも影響を与える事となりそうです。



事業者への影響

(1) 食料品販売業者の場合

通常、消費税の計算は、売上時に受け取った消費税から仕入や経費の支払時に支払った消費税を差し引きし差額を納税します。

食料品の消費税率が0%になると食料品を販売している事業者は、売上時に消費税を含まずに売り上げる事となります。

また、事業者は事業をするために家賃を払ったり電気代やガソリン代を払ったりする際に、消費税を支払っています。

食料品の消費税率が0%になると、売上時に消費税を受け取っていないため、差し引きすると支払った消費税の方が多計算となります。

この場合、事業者は税務署に対して消費税の還付申告を行います。

小規模事業者には消費税の計算を簡易にするための制度がありますが、消費税の還付を受け取るためには簡易な計算ではなく、詳細な計算と申告が必要となります。

そのため、小規模事業者にとっては事務負担の増加が見込まれます。

また税務署は還付の申告に対して、その申告が正しいかどうかの確認を行います。食料品の消費税率が0%となると還付申告が増えるので、還付されるまでには時間と手間がかかります。

事業者にとって仕入や経費の支払い時に支払っている消費税は、将来還付されるものではあるものの、一時的に資金は手許からなくなりますので、資金繰りに悪影響が出るのが懸念されています。

(2) 飲食店経営事業者の場合

飲食店での食事の提供の消費税率は通常通り10%の消費税が課税されます。

事業者は売上時に10%分の消費税を受け取っていますが、食料品の消費税率が0%になると食料品の仕入時には消費税を支払っていないので、差し引き納付する消費税の額は増加する事となります。

ただし、前述のように食料品の仕入れ価格は値上げが想定されるので、単純に利益は減少することが見込まれます。

また、前述したように食料品の消費税率が0%となると、外食よりも持ち帰って食べた方が食費は安くなるので、これも外食産業にはマイナスの影響が考えられます。



* お客様紹介 *

有限会社林野塗研 様

姫路市大津区で車の钣金塗装をはじめ、キッチンカー・移動販売車の製造・カスタム、バイクの修理・メンテナンス・カスタムやオリジナルのバイク部品・パーツの製造をさせていただいております。

昭和51年創業、钣金・塗装の実績20,000台以上の実績をもち、国産メーカー全車種対応、高級外車・輸入車の実績も豊富です。培い続けてきた技術力を活かし、美しい仕上がりを実現しますとのこと。キッチンカーのノウハウ等もお持ちで、初めて移動販売を始められる方のサポートもさせていただいております。

とても分かりやすいHPを作成されているので詳細をご覧ください。

【事業】 钣金・塗装・キッチンカー・移動販売車の製造

バイクの修理、メンテナンス

オリジナルバイク部品・パーツの製造

【住所】 兵庫県姫路市大津区真砂町38-1

【電話】 079-239-1964

【HP】 <https://www.hayashinotoken.jp/>



 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

